

「電気設備の技術基準の解釈」の一部改正について（新旧対照表）

原子力安全・保安院 電力安全課

改正	現行
<p>【機械器具の鉄台及び外箱の接地】(省令第10条、第11条)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>高圧ケーブルに接続される高圧用の機械器具の金属製外箱等の接地は、日本電気技術規格委員会規格 JESC E2019 (2009)「高圧ケーブルの遮へい層による高圧用の機械器具の鉄台及び外箱の連接接地」の「2. 技術的規定」により施設することができる。</u></p> <p>4 次の各号のすべてに該当する場合は、太陽電池モジュールに接続する直流電路に施設する機械器具であって、使用電圧が300Vを超え450V以下のものの鉄台及び金属製外箱に施すC種接地工事の接地抵抗値は、第19条第1項の規定によらず、100 以下とすることができる。</p> <p>一～四 (略)</p>	<p>【機械器具の鉄台及び外箱の接地】(省令第10条、第11条)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のすべてに該当する場合は、太陽電池モジュールに接続する直流電路に施設する機械器具であって、使用電圧が300Vを超え450V以下のものの鉄台及び金属製外箱に施すC種接地工事の接地抵抗値は、第19条第1項の規定によらず、100 以下とすることができる。</p> <p>一～四 (略)</p>
<p>【低圧電路中の過電流遮断器の施設】(省令第14条)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 過電流遮断器として低圧電路に施設する過負荷保護装置(電動機が焼損するおそれがある過電流を生じた場合に自動的にこれを遮断するものに限る。以下この項において同じ。)と短絡保護専用遮断器又は短絡保護専用ヒューズを組み合わせた装置は、電動機のみに至る低圧電路{第170条(第211条第1項において準用する場合を含む。)に規定する低圧屋内配線を除く。}で使用し、かつ、次の各号に適合するものであること。(省令第14条関連)</p> <p>一 過負荷保護装置(電気用品安全法の適用を受ける電磁開閉器を除く。)は、次の規格に適合するものであること。</p> <p>イ 構造は、日本工業規格 JIS C 8201-4-1 (2007)「低圧開閉装置及び制御装置 - 第4部：接触器及びモータスタータ - 第1節：電気機械式接触器及びモータスタータ」の「8 構造及び性能に関する要求事項」に適合するものであること。</p> <p>ロ 完成品は、日本工業規格 JIS C 8201-4-1 (2007)「低圧開閉装置及び制御装置 - 第4部：接触器及びモータスタータ - 第1節：電気機械式接触器及</p>	<p>【低圧電路中の過電流遮断器の施設】(省令第14条)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 過電流遮断器として低圧電路に施設する過負荷保護装置(電動機が焼損するおそれがある過電流を生じた場合に自動的にこれを遮断するものに限る。以下この項において同じ。)と短絡保護専用遮断器又は短絡保護専用ヒューズを組み合わせた装置は、電動機のみに至る低圧電路{第170条(第211条第1項において準用する場合を含む。)に規定する低圧屋内配線を除く。}で使用し、かつ、次の各号に適合するものであること。(省令第14条関連)</p> <p>一 過負荷保護装置(電気用品安全法の適用を受ける電磁開閉器を除く。)は、次の規格に適合するものであること。</p> <p>イ 構造は、日本工業規格 JIS C 8201-4-1 (1999)「低圧開閉装置及び制御装置 - 第4部：接触器及びモータスタータ - 第1節：電気機械式接触器及びモータスタータ」の「7. 構造及び性能に関する要求事項」に適合するものであること。</p> <p>ロ 完成品は、日本工業規格 JIS C 8201-4-1 (1999)「低圧開閉装置及び制御装置 - 第4部：接触器及びモータスタータ - 第1節：電気機械式接触器及</p>

改正	現行
<p>びモータスタータ」の「<u>9</u> 試験」の試験方法により試験したとき、「<u>8.2</u> 性能に関する要求事項」及び「附属書B 特殊試験」に適合するものであること。</p> <p>二～六（略）</p> <p>4・5（略）</p>	<p>びモータスタータ」の「<u>8</u> 試験」の試験方法により試験したとき、「<u>7.2</u> 性能に関する要求事項」及び「附属書B 特殊試験」に適合するものであること。</p> <p>二～六（略）</p> <p>4・5（略）</p>
<p>【鉄柱又は鉄塔の構成等】(省令第32条)</p> <p>第59条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項の規定による鉄柱(鋼板組立柱を除く。以下この条において同じ。)又は鉄塔を構成する鋼板、形鋼、平鋼及び棒鋼の規格は、次の各号によること。(省令第32条第1項関連)</p> <p>一 鋼材は、次のいずれかであること。</p> <p>イ～ニ（略）</p> <p>ホ 日本工業規格 JIS G 3223 (1988)「鉄塔フランジ用高張力鋼鍛鋼品」(JIS G 3223 (2008) にて追補)に規定する鉄塔フランジ用高張力鋼鍛鋼品。</p> <p>へ（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>4（略）</p> <p>5 第1項の規定による鉄柱又は鉄塔を構成する鋼管の規格は、次の各号によること。(省令第32条第1項関連)</p> <p>一 鋼材は、次のいずれかであること。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 日本工業規格 JIS G 3474 (2008)「鉄塔用高張力鋼管」に規定する鉄塔用高張力鋼管。</p> <p>二～五（略）</p> <p>6・7（略）</p>	<p>【鉄柱又は鉄塔の構成等】(省令第32条)</p> <p>第59条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項の規定による鉄柱(鋼板組立柱を除く。以下この条において同じ。)又は鉄塔を構成する鋼板、形鋼、平鋼及び棒鋼の規格は、次の各号によること。(省令第32条第1項関連)</p> <p>一 鋼材は、次のいずれかであること。</p> <p>イ～ニ（略）</p> <p>ホ 日本工業規格 JIS G 3223 (1988)「鉄塔フランジ用高張力鋼鍛鋼品」に規定する鉄塔フランジ用高張力鋼鍛鋼品。</p> <p>へ（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>4（略）</p> <p>5 第1項の規定による鉄柱又は鉄塔を構成する鋼管の規格は、次の各号によること。(省令第32条第1項関連)</p> <p>一 鋼材は、次のいずれかであること。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 日本工業規格 JIS G 3474 (1995)「鉄塔用高張力鋼管」に規定する鉄塔用高張力鋼管。</p> <p>二～五（略）</p> <p>6・7（略）</p>
<p>【屋内に施設する低圧接触電線の工事】(省令第10条、第11条、第56条、第57条、第58条、第59条、第62条、第63条、第73条)</p> <p>第199条（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>【屋内に施設する低圧接触電線の工事】(省令第10条、第11条、第56条、第57条、第58条、第59条、第62条、第63条、第73条)</p> <p>第199条（略）</p> <p>2・3（略）</p>

改正	現行
<p>4 低圧接触電線をバスダクト工事により屋内に施設する場合は、機械器具に施設する場合を除き、第182条第1項第一号及び第二号の規定に準じて施設するほか、次により施設すること。(省令第10条、第11条、第56条、第57条関連)</p> <p>一 バスダクトは、次に適合するものであること。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 構造は、日本工業規格 JIS C 8373(2007)「トロリーバスダクト」の「6.1 トロリーバスダクト」に適合すること。</p> <p>ホ 完成品は、日本工業規格 JIS C 8373(2007)「トロリーバスダクト」の「8 試験方法」の試験方法により試験したとき、「5 性能」に適合するものであること。</p> <p>二～五 (略)</p> <p>5 前項の場合において、電線の使用電圧が直流30V(人が電線に触れるおそれがないように施設する場合は、60V)以下であって、ダクトの内部に塵あいが堆積することを防止するための措置を講じ、かつ、次の各号により施設するときは、前項各号によらないことができる。(省令第10条、第11条、第56条、第57条関連)</p> <p>一 バスダクトは、次に適合するものであること。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 構造は、次に適合するものであること。</p> <p>(イ) 日本工業規格 JIS C 8373(2007)「トロリーバスダクト」の「6.1 トロリーバスダクト(異極露出充電部相互間及び露出充電部と非充電金属部との間の距離に係る部分を除く。)</p> <p>(ロ) 露出充電部相互間及び露出充電部と非充電金属部との間の沿面距離及び空間距離は、それぞれ4mm及び2.5mm以上であること。</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>ホ 完成品は、日本工業規格 JIS C 8373(2007)「トロリーバスダクト」の「8 試験方法」(「8.8 金属製ダクトとトロリーの金属フレームとの間の接触抵抗試験」を除く。)により試験したとき「5 性能」に適合するものであること。</p> <p>二～六 (略)</p> <p>6 低圧接触電線を絶縁トロリー工事により屋内に施設する場合は、機械器具に施設する場合を除き、次の各号により施設すること。(省令第56条関連)</p> <p>一 (略)</p>	<p>4 低圧接触電線をバスダクト工事により屋内に施設する場合は、機械器具に施設する場合を除き、第182条第1項第一号及び第二号の規定に準じて施設するほか、次により施設すること。(省令第10条、第11条、第56条、第57条関連)</p> <p>一 バスダクトは、次に適合するものであること。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 構造は、日本工業規格 JIS C 8373(1993)「トロリーバスダクト」の「5.1 トロリーバスダクト」に適合すること。</p> <p>ホ 完成品は、日本工業規格 JIS C 8373(1993)「トロリーバスダクト」の「7 試験方法」の試験方法により試験したとき、「4 性能」に適合するものであること。</p> <p>二～五 (略)</p> <p>5 前項の場合において、電線の使用電圧が直流30V(人が電線に触れるおそれがないように施設する場合は、60V)以下であって、ダクトの内部に塵あいが堆積することを防止するための措置を講じ、かつ、次の各号により施設するときは、前項各号によらないことができる。(省令第10条、第11条、第56条、第57条関連)</p> <p>一 バスダクトは、次に適合するものであること。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 構造は、次に適合するものであること。</p> <p>(イ) 日本工業規格 JIS C 8373(1993)「トロリーバスダクト」の「5.1 トロリーバスダクト(異極裸充電部相互間及び裸充電部と非充電金属部との間の距離に係る部分を除く。)</p> <p>(ロ) 裸充電部相互間及び裸充電部と非充電金属部との間の沿面距離及び空間距離は、それぞれ4mm及び2.5mm以上であること。</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>ホ 完成品は、日本工業規格 JIS C 8373(1993)「トロリーバスダクト」の「7 試験方法」(金属製ダクトとトロリーの金属フレーム間の接触抵抗試験に係る部分を除く。)により試験したとき「4 性能」に適合するものであること。</p> <p>二～六 (略)</p> <p>6 低圧接触電線を絶縁トロリー工事により屋内に施設する場合は、機械器具に施設する場合を除き、次の各号により施設すること。(省令第56条関連)</p> <p>一 (略)</p>

改正	現行
<p>二 絶縁トロリー工事に使用する絶縁トロリー線及びその附属品（絶縁トロリー線を相互に接続するもの、絶縁トロリー線の端に取り付けるもの及びハンガーに限る。）並びにコレクターは、次に適合するものであること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 材料は、日本工業規格 JIS C 3711（2007）「<u>絶縁トロリーシステム</u>」の「7 材料」に適合すること。</p> <p>ハ 構造は、日本工業規格 JIS C 3711（2007）「<u>絶縁トロリーシステム</u>」の「6 構造」に適合すること。</p> <p>ニ 完成品は、日本工業規格 JIS C 3711（2007）「<u>絶縁トロリーシステム</u>」の「8 試験方法」の試験方法により試験したとき、「5 性能」に適合するものであること。</p> <p>三～八（略）</p> <p>7～12（略）</p>	<p>二 絶縁トロリー工事に使用する絶縁トロリー線及びその附属品（絶縁トロリー線を相互に接続するもの、絶縁トロリー線の端に取り付けるもの及びハンガーに限る。）並びにコレクターは、次に適合するものであること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 材料は、日本工業規格 JIS C 3711（1993）「<u>絶縁トロリー装置</u>」の「6 材料」に適合すること。</p> <p>ハ 構造は、日本工業規格 JIS C 3711（1993）「<u>絶縁トロリー装置</u>」の「5 構造」に適合すること。</p> <p>ニ 完成品は、日本工業規格 JIS C 3711（1993）「<u>絶縁トロリー装置</u>」の「7 試験方法」の試験方法により試験したとき、「4 性能」に適合するものであること。</p> <p>三～八（略）</p> <p>7～12（略）</p>
<p>【電気さくの施設】（省令第56条、第57条、第67条、第74条）</p> <p>第224条 <u>電気さくは、次の各号に適合するものを除き施設しないこと。</u></p> <p>一 <u>田畑、牧場、その他これに類する場所において野獣の侵入又は家畜の脱出を防止するために施設するものであること。（省令第74条関連）</u></p> <p>二 電気さくを施設した場所には、人が見やすいように適当な間隔で危険である旨の表示をすること。（省令第56条、第57条関連）</p> <p>三 <u>電気さくは、次のいずれかに適合する電気さく用電源装置から電気の供給を受けるものであること。（省令第74条関連）</u></p> <p>イ <u>電気用品安全法の適用を受ける電気さく用電源装置</u></p> <p>ロ <u>感電により人に危険を及ぼすおそれのないように出力電流が制限される電気さく用電源装置であって、次のいずれかから電気の供給を受けるもの</u></p> <p>（イ） <u>電気用品安全法の適用を受ける直流電源装置</u></p> <p>（ロ） <u>蓄電池、太陽電池又はこれらに類する直流の電源</u></p> <p>四 <u>電気さく用電源装置（直流電源装置を介して電気の供給を受けるものにあつては、直流電源装置）が使用電圧30V以上の電源から電気の供給を受けるものである場合において、人が容易に立ち入る場所に電気さくを施設するときは、当該電気さくに電気を供給する回路には次に適合する漏電遮断器を施設すること。（省令第74条関連）</u></p>	<p>【電気さくの施設】（省令第56条、第57条、<u>第59条</u>、第67条、第74条）</p> <p>第224条</p> <p>電気さくを施設した場所には、人が見やすいように適当な間隔で危険である旨の表示をすること。（省令第56条、第57条関連）</p> <p>2 <u>電圧30V以上の電源から電気の供給を受ける電気さく用電源装置（電圧30V以上の電源から直流電源装置を介して電気の供給を受けるものを含む。）を使用する場合は、次の各号によること。（省令第59条関連）</u></p> <p>一 <u>電気さく用電源装置（直流電源装置を介して電気の供給を受けるものにあつては、直流電源装置）は、電気用品安全法の適用を受けるものであること。</u></p> <p>二 <u>田畑、牧場、その他これに類する場所のうち、人が容易に立ち入る場所に電気さくを施設する場合にあつては、電気さく用電源装置に電気を供給する回路には、電気用品安全法の適用を受ける漏電遮断器（定格感度電流が15mA以下、動作時間が0.1秒以下の電流動作型のものに限る。）を施設すること。</u></p>

改正	現行
<p><u>イ 電流動作型のものであること。</u>  <u>ロ 定格感度電流が15mA以下、動作時間が0.1秒以下のものであること。</u></p> <p>五 電気さくに電気を供給する回路には、容易に開閉できる箇所に専用の開閉器を施設すること。(省令第56条関連)</p> <p>六 電気さく用電源装置のうち、衝撃電流を繰り返して発生するものは、その装置及びこれに接続する回路において発生する電波又は高周波電流が無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるおそれがある場所には、施設しないこと。(省令第67条関連)</p>	<p>3 電気さく用電源装置のうち、衝撃電流を繰り返して発生するものは、その装置及びこれに接続する回路において発生する電波又は高周波電流が無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるおそれがある場所には、施設しないこと。(省令第67条関連)</p> <p>4 電気さくに電気を供給する回路には、容易に開閉できる箇所に専用の開閉器を施設すること。(省令第56条関連)</p>
<p>【パイプライン等の電熱装置の施設】(省令第10条、第11条、第56条、第57条、第59条、第63条、第64条、第76条)  第229条 (略)</p> <p>2 パイプライン等に電流を直接通じ、パイプライン等自体を発熱体とする装置(以下この項において「直接加熱装置」という。)を施設する場合は、前項第五号、第六号、第九号及び第十号の規定に準じて施設するほか、次により施設すること。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 発熱体となるパイプライン等は、次により施設すること。(省令第59条関連)</p> <p>イ パイプライン等は、次に適合すること。</p> <p>(イ) 導体部分の材料は、次のいずれかとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 日本工業規格 JIS G 3454 (2007) 「圧力配管用炭素鋼鋼管」に規定する圧力配管用炭素鋼鋼管。</p> <p>(3)~(5) (略)</p> <p>(ロ) 絶縁体(次号に掲げるものを除く。)は、次に適合するものであること。</p> <p>(1) 材料は、次のいずれかであること。</p> <p>a 日本工業規格 JIS C 2318 (2007) 「<u>電気用二軸配向ポリエチレンテレフタレートフィルム</u>」に規定する<u>電気用二軸配向ポリエチレンテレフタレートフィルム</u>。</p> <p>b~d (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>【パイプライン等の電熱装置の施設】(省令第10条、第11条、第56条、第57条、第59条、第63条、第64条、第76条)  第229条 (略)</p> <p>2 パイプライン等に電流を直接通じ、パイプライン等自体を発熱体とする装置(以下この項において「直接加熱装置」という。)を施設する場合は、前項第五号、第六号、第九号及び第十号の規定に準じて施設するほか、次により施設すること。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 発熱体となるパイプライン等は、次により施設すること。(省令第59条関連)</p> <p>イ パイプライン等は、次に適合すること。</p> <p>(イ) 導体部分の材料は、次のいずれかとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 日本工業規格 JIS G 3454 (2005) 「圧力配管用炭素鋼鋼管」に規定する圧力配管用炭素鋼鋼管。</p> <p>(3)~(5) (略)</p> <p>(ロ) 絶縁体(次号に掲げるものを除く。)は、次に適合するものであること。</p> <p>(1) 材料は、次のいずれかであること。</p> <p>a 日本工業規格 JIS C 2318 (1997) 「<u>電気用ポリエチレンテレフタレートフィルム</u>」に規定する<u>電気用ポリエステルフィルム</u>。</p> <p>b~d (略)</p> <p>(2) (略)</p>

改 正				現 行			
(八)・(二) (略) □～ホ (略) 四・五 (略) 3・4 (略)				(八)・(二) (略) □～ホ (略) 四・五 (略) 3・4 (略)			
<b>【IEC 60364規格の適用】(省令第4条)</b> 第272条 需要場所に施設する低圧の電気設備は、272-1表に掲げる規格により施設することができる。ただし、一般電気事業者及び特定電気事業者と直接に接続する場合は、これらの事業者の低圧の電気の供給に係る設備の <u>接地工事の施設と整合がとれていること。</u>				<b>【IEC 60364規格の適用】(省令第4条)</b> 第272条 需要場所に施設する低圧の電気設備は、272-1表に掲げる規格により施設することができる。ただし、一般電気事業者及び特定電気事業者と直接に接続する場合については、これらの事業者の低圧の電気の供給に係る設備と <u>接地方式が同一であること。</u>			
272-1表				272-1表			
IEC規格番号 (制定年)	JIS番号 (制定年)	規格名	備考	IEC規格番号 (制定年)	JIS番号 (制定年)	規格名	
IEC 60364-1 (2005)	JIS C 60364-1 (2010)	低圧電気設備 - 第1部：基本的原則、一般特性の評価及び用語の定義	132.4、313.2、33.2、35を除く。	IEC 60364-1 (2001)	JIS C 60364-1 (2006)	建築電気設備 第1部：基本的原則、一般特性の評価及び用語の定義	(ただし、313.2、33.2を除く)
IEC 60364-4-41 (2005)	JIS C 60364-4-41 (2010)	低圧電気設備 - 第4-41部：安全保護 - 感電保護		IEC 60364-4-41 (2001)	JIS C 60364-4-41 (2006)	建築電気設備 第4-41部：安全保護 感電保護	
IEC 60364-4-42 (2001)	JIS C 60364-4-42 (2006)	建築電気設備 - 第4-42部：安全保護 - 熱の影響に対する保護	422を除く。	IEC 60364-4-42 (2001)	JIS C 60364-4-42 (2006)	建築電気設備 第4-42部：安全保護 熱の影響に対する保護	(ただし、422を除く)
IEC 60364-4-43 (2001)	JIS C 60364-4-43 (2006)	建築電気設備 - 第4-43部：安全保護 - 過電流保護		IEC 60364-4-43 (2001)	JIS C 60364-4-43 (2006)	建築電気設備 第4-43部：安全保護 過電流保護	
IEC 60364-4-44 (2003)	JIS C 60364-4-44 (2006)	建築電気設備 - 第4-44部：安全保護 - 妨害電圧及び電磁妨害に対する保護	443、444.3、444.4、445を除く。	IEC 60364-4-44 (2003)	JIS C 60364-4-44 (2006)	建築電気設備 第4-44部：安全保護 妨害電圧及び電磁妨害に対する保護	(ただし、443、444.3、444.4、445を除く)
IEC 60364-5-51 (2005)	JIS C 60364-5-51 (2010)	低圧電気設備 - 第5-51部：電気機器の選定及び施工 - 一般事項		IEC 60364-5-51 (2001)	JIS C 60364-5-51 (2006)	建築電気設備 第5-51部：電気機器の選定及び施工 共通規定	(ただし、515.3を除く)

改 正				現 行			
IEC 60364-5-52 (2001)	JIS C 60364-5-52 (2006)	建築電気設備 - 第5-52部：電気機器の選定及び施工 - 配線設備		IEC 60364-5-52 (2001)	JIS C 60364-5-52 (2006)	建築電気設備_第5-52部：電気機器の選定及び施工_配線設備	
IEC 60364-5-53 (2002)	JIS C 60364-5-53 (2006)	建築電気設備 - 第5-53部：電気機器の選定及び施工 - 断路、開閉及び制御	534を除く。	IEC 60364-5-53 (2002)	JIS C 60364-5-53 (2006)	建築電気設備_第5-53部：電気機器の選定及び施工_断路、開閉及び制御 <u>(ただし、534を除く)</u>	
IEC 60364-5-54 (2002)	JIS C 60364-5-54 (2006)	建築電気設備 - 第5-54部：電気機器の選定及び施工 - 接地設備、保護導体及び保護ボンディング導体		IEC 60364-5-54 (2002)	JIS C 60364-5-54 (2006)	建築電気設備_第5-54部：電気機器の選定及び施工_接地設備、保護導体及びボンディング導体	
IEC 60364-5-55 (2002)	JIS C 60364-5-55 (2006)	建築電気設備 - 第5-55部：電気機器の選定及び施工 - その他の機器	551、556を除く。	IEC 60364-5-55 (2002)	JIS C 60364-5-55 (2006)	建築電気設備_第5-55部：電気機器の選定及び施工_その他の機器 <u>(ただし、551、556を除く)</u>	
IEC <u>60364-6</u> ( <u>2006</u> )	JIS C <u>60364-6</u> ( <u>2010</u> )	<u>低圧電気設備 - 第6部：検証</u>		IEC <u>60364-6-61</u> ( <u>2001</u> )	JIS C <u>60364-6-61</u> ( <u>2006</u> )	<u>建築電気設備 第6-61部：検証 最初の検証</u>	
IEC 60364-7-701 (1984)	JIS C 0364-7-701 (1999)	建築電気設備 第7部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 第701節：バスタブ又はシャワベイスンのある場所		IEC 60364-7-701 (1984)	JIS C 0364-7-701 (1999)	建築電気設備 第7部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 第701節：バスタブ又はシャワベイスンのある場所	
IEC 60364-7-702 (1997)	JIS C 0364-7-702 (2000)	建築電気設備 第7部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 第702節：水泳プール及びその他の水槽		IEC 60364-7-702 (1997)	JIS C 0364-7-702 (2000)	建築電気設備 第7部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 第702節：水泳プール及びその他の水槽	
IEC 60364-7-703 (2004)	JIS C 0364-7-703 (2008)	建築電気設備 - 第7-703部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 - サウナヒータのある部屋及び小屋		IEC 60364-7-703 (2004)	JIS C 0364-7-703 (2008)	建築電気設備_第7-703部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 - サウナヒータのある部屋及び小屋	
IEC 60364-7-704 (1989 / Amd.1 : 1999)	JIS C 0364-7-704 (1999 / 追補1 : 2002)	建築電気設備 - 第7部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 - 第704節：建設現場及び解体現場における設備		IEC 60364-7-704 (1989 / Amd.1 : 1999)	JIS C 0364-7-704 (1999 / 追補1 : 2002)	建築電気設備_第7部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項_第704節：建設現場及び解体現場における設備	
IEC 60364-7-705 (2006)	JIS C 0364-7-705 (2010)	<u>低圧電気設備 - 第7-705部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 - 農業用及び園芸用施設</u>		IEC 60364-7-705 (1984)	JIS C 0364-7-705 (1999)	<u>建築電気設備 第7部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 第705節：農業及び園芸用施設の電気設備</u>	

改正				現行			
IEC 60364-7-706 (1983)	JIS C 0364-7-706 (1999)	建築電気設備 第7部:特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 第706節:制約された導電性場所		IEC 60364-7-706 (1983)	JIS C 0364-7-706 (1999)	建築電気設備 第7部:特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 第706節:制約された導電性場所	
IEC 60364-7-708 (1988 / Am d.1 : 1993)	JIS C 0364-7-708 (1999)	建築電気設備 第7部:特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 第708節:キャラバンパーク及びキャラバンの電気設備		IEC 60364-7-707 (1984)	JIS C 0364-7-707 (1999)	建築電気設備 第7部:特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 第707節:データ処理機器の設備に対する接地の要求事項	
IEC 60364-7-709 (1994)	JIS C 0364-7-709 (1999)	建築電気設備 第7部:特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 第709節:マリナー及びレジャー用舟艇		IEC 60364-7-708 (1988 / Amd.1 : 1993)	JIS C 0364-7-708 (1999)	建築電気設備 第7部:特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 第708節:キャラバンパーク及びキャラバンの電気設備	
IEC 60364-7-711 (1998)	JIS C 0364-7-711 (2000)	建築電気設備 第7部:特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 第711節:展示会、ショー及びスタンド		IEC 60364-7-709 (1994)	JIS C 0364-7-709 (1999)	建築電気設備 第7部:特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 第709節:マリナー及びレジャー用舟艇	
IEC 60364-7-712 (2002)	JIS C 0364-7-712 (2008)	建築電気設備 - 第7-712部:特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 - 太陽光発電システム		IEC 60364-7-711 (1998)	JIS C 0364-7-711 (2000)	建築電気設備 第7部:特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 第711節:展示会、ショー及びスタンド	
IEC 60364-7-714 (1996)	JIS C 0364-7-714 (1999)	建築電気設備 第7部:特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 第714節:屋外照明設備		IEC 60364-7-712 (2002)	JIS C 0364-7-712 (2008)	建築電気設備_第7-712部:特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 - 太陽光発電システム	
IEC 60364-7-715 (1999)	JIS C 0364-7-715 (2002)	建築電気設備 - 第7-715部:特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 - 特別低電圧照明設備		IEC 60364-7-714 (1996)	JIS C 0364-7-714 (1999)	建築電気設備 第7部:特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 第714節:屋外照明設備	
IEC 60364-7-740 (2000)	JIS C 0364-7-740 (2005)	建築電気設備 - 第7-740部:特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 - 催し会場、遊園地及び広場の建築物、娯楽装置及びブースの仮設電気設備		IEC 60364-7-715 (1999)	JIS C 0364-7-715 (2002)	建築電気設備_第7部:特殊設備又は特殊場所に関する要求事項_第715節:特別低電圧照明設備	
(備考)表中において適用が除外されている規格については、表中の規格で引用されている場合においても適用が除外される。				(備考)表中において適用が除外されている規格については、表中の規格で引用されている場合においても適用が除外される。			
2 同一の電気使用場所においては、前項の規定と第3条から第271条までの規定と				2 同一の電気使用場所においては、前項の規定と第3条から第271条までの規定を			



改 正	現 行																																																		
<p>を混用して低圧の電気設備を施設しないこと。</p> <p>3 下の各号に掲げる電線及び電気機械器具は、272-1表に掲げる規格の規定にかかわらず、使用することができる。</p> <p>一 電線であって、次に適合するもの</p> <p>イ 導体公称断面積が100mm<sup>2</sup>以下のものにあつては、電気用品の技術上の基準を定める省令第1項の規定に適合するケーブルのうち、絶縁体の主材料が架橋ポリエチレン混合物のものであること。</p> <p>ロ 導体公称断面積が100mm<sup>2</sup>を超えるものにあつては、日本工業規格 JIS C 3605 (2002)「600Vポリエチレンケーブル」に規定する600V架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルであること。</p> <p>ハ 導体公称断面積は、272-2表の左欄に掲げるIEC規格において規定する架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル（以下この条において「XLPEケーブル」という。）の導体公称断面積に応じ、同表の右欄に規定するJISに適合する架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル（以下この条において「CVケーブル」という。）の導体公称断面積の値以上であること。</p>	<p>混用して低圧の電気設備を施設してはならない。</p> <p>3 272-2表に掲げる電線及び電気機械器具については、272-1表に掲げる規格の規定にかかわらず、使用することができる。</p>																																																		
272-2表	272-2表																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>XLPEケーブルの導体公称断面積 (mm<sup>2</sup>)</th> <th>CVケーブルの導体公称断面積 (mm<sup>2</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1.5</td><td>2</td></tr> <tr><td>2.5</td><td>3.5</td></tr> <tr><td>4</td><td>5.5</td></tr> <tr><td>6</td><td>8</td></tr> <tr><td>10</td><td>14</td></tr> <tr><td>16</td><td>22</td></tr> <tr><td>25</td><td>38</td></tr> <tr><td>35</td><td>38</td></tr> <tr><td>50</td><td>60</td></tr> <tr><td>70</td><td>100</td></tr> <tr><td>95</td><td>100</td></tr> <tr><td>120</td><td>150</td></tr> <tr><td>150</td><td>150</td></tr> <tr><td>185</td><td>200</td></tr> <tr><td>240</td><td>250</td></tr> </tbody> </table>	XLPEケーブルの導体公称断面積 (mm <sup>2</sup> )	CVケーブルの導体公称断面積 (mm <sup>2</sup> )	1.5	2	2.5	3.5	4	5.5	6	8	10	14	16	22	25	38	35	38	50	60	70	100	95	100	120	150	150	150	185	200	240	250	<table border="1"> <thead> <tr> <th>電線</th> <th>導体の公称断面積</th> <th>電気用品の技術上の基準を定める省令第1項(昭和37年通商産業省令第85号)で定める技術上の基準に適合するケーブルのうち、絶縁体の主材料が架橋ポリエチレン混合物であるもの。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>100mm<sup>2</sup>以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>100mm<sup>2</sup>超過</td> <td>JIS C 3605 (600Vポリエチレンケーブル)で規定する600V架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル</td> </tr> <tr> <th>配線用遮断器及び漏電遮断器</th> <th>定格電流</th> <th>電気用品の技術上の基準を定める省令第1項(昭和37年通商産業省令第85号)で定める技術上の基準に適合する配線用遮断器及び漏電遮断器</th> </tr> <tr> <td></td> <td>100A以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>100A超過</td> <td>JIS C 8370 配線用遮断器 JIS C 8371 漏電遮断器</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考)表中の電線については、272-3表に基づき、導体の公称断面積を選定すること。</p>	電線	導体の公称断面積	電気用品の技術上の基準を定める省令第1項(昭和37年通商産業省令第85号)で定める技術上の基準に適合するケーブルのうち、絶縁体の主材料が架橋ポリエチレン混合物であるもの。		100mm <sup>2</sup> 以下			100mm <sup>2</sup> 超過	JIS C 3605 (600Vポリエチレンケーブル)で規定する600V架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	配線用遮断器及び漏電遮断器	定格電流	電気用品の技術上の基準を定める省令第1項(昭和37年通商産業省令第85号)で定める技術上の基準に適合する配線用遮断器及び漏電遮断器		100A以下			100A超過	JIS C 8370 配線用遮断器 JIS C 8371 漏電遮断器
XLPEケーブルの導体公称断面積 (mm <sup>2</sup> )	CVケーブルの導体公称断面積 (mm <sup>2</sup> )																																																		
1.5	2																																																		
2.5	3.5																																																		
4	5.5																																																		
6	8																																																		
10	14																																																		
16	22																																																		
25	38																																																		
35	38																																																		
50	60																																																		
70	100																																																		
95	100																																																		
120	150																																																		
150	150																																																		
185	200																																																		
240	250																																																		
電線	導体の公称断面積	電気用品の技術上の基準を定める省令第1項(昭和37年通商産業省令第85号)で定める技術上の基準に適合するケーブルのうち、絶縁体の主材料が架橋ポリエチレン混合物であるもの。																																																	
	100mm <sup>2</sup> 以下																																																		
	100mm <sup>2</sup> 超過	JIS C 3605 (600Vポリエチレンケーブル)で規定する600V架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル																																																	
配線用遮断器及び漏電遮断器	定格電流	電気用品の技術上の基準を定める省令第1項(昭和37年通商産業省令第85号)で定める技術上の基準に適合する配線用遮断器及び漏電遮断器																																																	
	100A以下																																																		
	100A超過	JIS C 8370 配線用遮断器 JIS C 8371 漏電遮断器																																																	
	272-3表 IECとJISで規定する架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルの導体公称断面積互換表																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">IECで規定する架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル (XLPE絶縁ケーブル)</th> <th>JISで規定する架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル (CVケーブル)の相当導体公称断面積 (mm<sup>2</sup>)</th> </tr> <tr> <th>導体公称断面積 (mm<sup>2</sup>)</th> <th>短絡許容 <math>I^2 t</math> (kA<sup>2</sup>・s) (<math>\theta_i = 90</math>、<math>k = 143</math>)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1.5</td><td>(0.046)</td><td>2</td></tr> <tr><td>2.5</td><td>(0.128)</td><td>3.5</td></tr> <tr><td>4</td><td>(0.327)</td><td>5.5</td></tr> <tr><td>6</td><td>(0.736)</td><td>8</td></tr> <tr><td>10</td><td>(2.045)</td><td>14</td></tr> <tr><td>16</td><td>(5.235)</td><td>22</td></tr> <tr><td>25</td><td>(12.781)</td><td>38</td></tr> <tr><td>35</td><td>(25.050)</td><td>38</td></tr> </tbody> </table>	IECで規定する架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル (XLPE絶縁ケーブル)		JISで規定する架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル (CVケーブル)の相当導体公称断面積 (mm <sup>2</sup> )	導体公称断面積 (mm <sup>2</sup> )	短絡許容 $I^2 t$ (kA <sup>2</sup> ・s) ( $\theta_i = 90$ 、 $k = 143$ )		1.5	(0.046)	2	2.5	(0.128)	3.5	4	(0.327)	5.5	6	(0.736)	8	10	(2.045)	14	16	(5.235)	22	25	(12.781)	38	35	(25.050)	38																				
IECで規定する架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル (XLPE絶縁ケーブル)		JISで規定する架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル (CVケーブル)の相当導体公称断面積 (mm <sup>2</sup> )																																																	
導体公称断面積 (mm <sup>2</sup> )	短絡許容 $I^2 t$ (kA <sup>2</sup> ・s) ( $\theta_i = 90$ 、 $k = 143$ )																																																		
1.5	(0.046)	2																																																	
2.5	(0.128)	3.5																																																	
4	(0.327)	5.5																																																	
6	(0.736)	8																																																	
10	(2.045)	14																																																	
16	(5.235)	22																																																	
25	(12.781)	38																																																	
35	(25.050)	38																																																	

改正		現行														
300	325	50	(51.123)	60												
400	400	70	(100.200)	100												
500	500	95	(184.552)	100												
630	800	120	(294.466)	150												
: CVケーブルは、導体公称断面積が同一のXLPEケーブルより短絡時許容電流の値が小さくなることを考慮して、導体公称断面積の値を選定すること。		150	(460.103)	150												
<b>二 配線用遮断器又は漏電遮断器であって、次に適合するもの</b>		185	(699.867)	200												
<b>イ 電気用品安全法の適用を受けるもの</b> にあつては、電気用品の技術上の基準を定める省令第1項の規定、及び次のいずれかに適合するものであること。		240	(1,177.862)	250												
<b>(イ) 日本工業規格 JIS C 8201-2-1 (2004)「低圧開閉装置及び制御装置 - 第2-1部：回路遮断器（配線用遮断器及びその他の遮断器）」の「附属書1」</b>		300	(1,840.410)	325												
<b>(ロ) 日本工業規格 JIS C 8201-2-2 (2004)「低圧開閉装置及び制御装置 - 第2-2部：漏電遮断器」の「附属書1」</b>		400	(3,271.840)	400												
<b>(ハ) 日本工業規格 JIS C 8211 (2004)「住宅及び類似設備用配線用遮断器」の「附属書1」</b>		500	(5,112.250)	500												
<b>(ニ) 日本工業規格 JIS C 8221 (2004)「住宅及び類似設備用漏電遮断器 - 過電流保護装置なし (RCCBs)」の「附属書1」</b>		630	(8,116.208)	800												
<b>(ホ) 日本工業規格 JIS C 8222 (2004)「住宅及び類似設備用漏電遮断器 - 過電流保護装置付き (RCBOs)」の「附属書1」</b>		<b>(備考) IECで規定する架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルをJISで規定する架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルに置き換える場合、上記表の導体公称断面積で変換する。</b>														
<b>ロ 電気用品安全法の適用を受けるもの以外のもの</b> にあつては、イ(イ)から(ホ)までのいずれかに適合するものであること。		なお、上記表中に 印を付した導体公称断面積については、ケーブルの短絡許容 $I^2t$ がIEC 60364による計算値よりも小さくなるので、以下の値で設計すること。														
<b>【IEC 61936-1規格の適用】(省令第4条)</b>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>IECで規定する架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルの導体公称断面積 (mm<sup>2</sup>)</th> <th>JISで規定する架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルの相当導体公称断面積 (mm<sup>2</sup>)</th> <th>短絡許容<math>I^2t</math> (kA<sup>2</sup>・s) (<math>\theta_i = 90</math>、<math>k = 134</math>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>150</td> <td>150</td> <td>404.01</td> </tr> <tr> <td>400</td> <td>400</td> <td>2872.96</td> </tr> <tr> <td>500</td> <td>500</td> <td>4489</td> </tr> </tbody> </table>			IECで規定する架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルの導体公称断面積 (mm <sup>2</sup> )	JISで規定する架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルの相当導体公称断面積 (mm <sup>2</sup> )	短絡許容 $I^2t$ (kA <sup>2</sup> ・s) ( $\theta_i = 90$ 、 $k = 134$ )	150	150	404.01	400	400	2872.96	500	500	4489
IECで規定する架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルの導体公称断面積 (mm <sup>2</sup> )	JISで規定する架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルの相当導体公称断面積 (mm <sup>2</sup> )	短絡許容 $I^2t$ (kA <sup>2</sup> ・s) ( $\theta_i = 90$ 、 $k = 134$ )														
150	150	404.01														
400	400	2872.96														
500	500	4489														
<b>第272条の2 高圧又は特別高圧の電気設備（需要場所の構内以外の場所に施設する電線路を除く。）は、272の2-1表の左欄に掲げるIEC 61936-1規格の規定により施設することができる。ただし、同表の左欄に掲げる箇条に規定のない事項、又は同表の左欄に掲げる箇条の規定が具体的でない場合において同表の右欄に示す解釈の箇条に規定する事項については、対応する第3条から第271条までの規定により施設すること。</b>																

改正		現行
<u>272の2-1表</u>		
<u>IEC 61936-1規格の箇条</u>	<u>対応する解釈の箇条</u>	
<u>1 Scope</u>	-	
<u>3 Definitions</u>	-	
<u>4 Fundamental requirements</u>	/	
<u>4.1 General</u>	-	
<u>4.2 Electrical requirements</u>	/	
<u>4.2.1 Methods of neutral earthing</u>	-	
<u>4.2.2 Voltage classification</u>	第14条、第15条、第16条、第17条、第18条	
<u>4.2.3 Current in normal operation</u>	-	
<u>4.2.4 Short-circuit current</u>	-	
<u>4.2.5 Rated frequency</u>	-	
<u>4.2.6 Corona ( 1 )</u>	第53条	
<u>4.3 Mechanical requirements</u>	第50条第2項、第57条	
<u>4.4 Climatic and environmental conditions</u>	/	
<u>4.4.1 General</u>	第57条、第67条、第161条	
<u>4.4.2 Normal conditions ( 2、 3 )</u>		
<u>4.4.3 Special conditions ( 2 )</u>	-	
<u>4.5 Special requirements</u>	/	
<u>4.5.1 Effects of small animals and micro-organisms</u>	-	
<u>4.5.2 Noise level ( 4 )</u>		
<u>5 Insulation</u>		
<u>5.1 Selection of installation level</u>		
<u>5.2 Verification of withstand values</u>		
<u>5.3 Minimum clearances of live parts ( 5 )</u>	-	
<u>5.4 Minimum clearances between parts under special conditions</u>		
<u>5.5 Tested connection zones</u>		
<u>6 Equipment</u>	/	

改正		現行
<u>6.1 General requirements</u>	-	
<u>6.2 Specific requirements</u>		
<u>6.2.1 Switching devices</u>	<u>第36条</u>	
<u>6.2.2 Power transformers and reactors</u>	-	
<u>6.2.3 Gas insulated metal-enclosed switchgear (GIS), metal-enclosed switchgear, insulation-enclosed switchgear and other prefabricated type-tested switchgear assemblies</u>	<u>第49条第1項</u>	
<u>6.2.4 Instrument transformers</u>	-	
<u>6.2.5 Surge arresters (6.2.5.1を除く。)</u>	-	
<u>6.2.6 Capacitors</u>	-	
<u>6.2.8 Insulators</u>	-	
<u>6.2.9 Insulated cables</u>	<u>第3条、第134条、第135条、第137条、第138条、第139条、第151条第2項、第202条第1項、第2項、第203条第1項、第205条第1項、第2項、第213条第4項、第5項</u>	
<u>6.2.10 Conductors and accessories</u>	-	
<u>6.2.11 Rotating electrical machines</u>	<u>第30条、第31条、第44条、第47条、第169条</u>	
<u>6.2.12 Static converters</u>	<u>第30条、第31条</u>	
<u>6.2.13 Fuses</u>	<u>第30条、第31条、第36条</u>	
<u>7 Installations</u>		
<u>7.1 General requirements</u>	-	
<u>7.1.1 Circuit arrangement</u>	<u>第40条第2項、第3項、第4項</u>	
<u>7.1.2 Documentation</u>	-	
<u>7.1.3 Transport routes (7.1.3.1を除く。)</u>	-	
<u>7.1.7 Labelling</u>	-	
<u>7.2 Outdoor installations of open design</u>		
<u>7.2.1 Protective barrier clearances</u>	-	
<u>7.2.2 Protective obstacle clearances</u>	-	

改正		現行
<u>7.2.6 External fences or walls and access doors</u>		
<u>7.3 Indoor installations of open design</u>	-	
<u>7.4 Installation of factory-built, type-tested enclosed switchgear</u>		
<u>7.4.1 General</u>		
<u>7.4.2 Additional requirements for gas-insulated metal-enclosed switchgear (7.4.2.2を除く。)</u>	-	
<u>8 Safety measures</u>	-	
<u>8.1 Protection against direct contact</u>		
<u>8.1.1 General</u>		
<u>8.1.2 Measures for protection against direct contact</u>	-	
<u>8.1.3 Protection requirements ( 6、 7 )</u>		
<u>8.2 Means to protect persons in case of indirect contact</u>	-	
<u>8.3 Means to protect persons working on electrical installations (8.3.6を除く。)</u>	-	
<u>8.4 Protection from danger resulting from arc fault</u>	-	
<u>8.6 Protection against fire</u>		
<u>8.6.3 Cables</u>	<u>第134条第3項、第7項、第13項、第14項、第139条、第202条第2項、第203条第2項</u>	
<u>8.7 Protection against leakage of insulating liquid and SF<sub>6</sub></u>	-	
<u>8.8 Identification and marking (8.8.5を除く。)</u>	-	
<u>9 Protection, control and auxiliary systems</u>		
<u>9.1 Monitoring and control systems ( 2 )</u>	<u>第38条第3項、第4項、第39条、第40条、第44条、第45条、第46条、第47条、第51条、第52条</u>	
<u>9.2 DC and AC supply circuits</u>	-	
<u>9.3 Compressed air systems</u>	<u>第36条、第49条</u>	

改正	現行	
9.4 SF <sub>6</sub> gas handling plants	-	
9.5 Basic rules for electromagnetic compatibility of control systems	-	
10 Earthing systems		
10.1 General	-	
10.2 Fundamental requirements	第20条、第22条第3項	
10.3 Design of earthing systems	第28条	
10.4 Construction of earthing systems	-	
10.5 Measurements	-	
<p>1: <u>架空電線路からの電波障害の防止については、第53条の規定によること。</u></p> <p>2: <u>地震による振動を考慮すること。</u></p> <p>3: <u>風速に対する条件は、省令第32条及び省令第51条の規定に適合すること。</u></p> <p>4: <u>省令第19条第8項の規定によること。</u></p> <p>5: <u>気中最小離隔距離の値は、電気学会電気規格調査会標準規格 JEC-2200-1995「変圧器」の「表 -5 気中絶縁距離 (H<sub>0</sub>) および絶縁距離設定のための寸法 (H<sub>1</sub>)」に規定される気中絶縁距離の最小値によること。</u></p> <p>6: <u>上部離隔距離については、第30条第1項、第31条第1項又は第43条第4項の規定によること。</u></p> <p>7: <u>7.2.4及び7.2.5の参照に係る部分を除く。</u></p>		
<p>2 <u>同一の閉鎖電気運転区域( 高压又は特別高压の機械器具を施設する、取扱者以外の者が立ち入らないように施設した部屋又はさく等により囲まれた場所をいう。) においては、前項ただし書の規定による場合を除き、IEC 61936-1規格の規定と第3条から第271条までの規定とを混用して施設しないこと。</u></p>		
<p>3 <u>第1項の規定により施設する高压又は特別高压の電気設備に低压の電気設備を接続する場合は、事故時に発生する過電圧により、低压の電気設備において危険のおそれがないよう施設すること。</u></p>		